

# 経営安定支援融資保証

## 制度の特徴

売上減少等を要件とした、経営の安定に必要な運転資金の供給を目的とする県制度です。

対 象 者	原則として1年以上県内に事業所を有し、引き続き同一の事業の営んでいる中小企業者であって、本制度の一般分、緊急経営安定支援分に該当するもの（具体的な要件は保証制度要綱をご参照ください）
保 証 限 度 額	8, 0 0 0 万円
保 証 期 間	7 年以内
据 置 期 間	2 年以内
金 利	一般分 1.15%以内 (SN2号 1.10%以内) 緊急経営安定支援分 1.00%以内
保 証 料	0.13~1.19% SN2、4号 0.50% SN5号 0.40%
担 保	必要に応じて徴求
連 帯 保 証 人	原則として、法人の代表者を除いては、保証人は不要 (一定の要件を満たせば、経営者保証を不要とする取り扱いが可能です)